

9. 療育・訓練

1) 障害児等療育支援事業(あい・すてーしょん) 身 知 精 発

障害のある児童や発達に不安のある児童の地域における生活を支えるため訪問や外来による療育、相談支援や保育所等への技術指導を行います。

- 内容
 - ・自宅への訪問による相談、指導
 - ・通所による相談、指導(個別又はグループ)
 - ・障害児通所支援事業所、学校、保育所等の関係機関への指導、助言
- 対象
 - ・市内在住の障害のある児童その他療育の必要な児童及びその保護者
(ただし、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害福祉サービス等を利用している場合は対象外)
 - ・障害児通所支援事業所、学校、保育所等の関係機関
- 利用方法
 - 下記の指定実施機関へ直接電話等で連絡してください。利用料は無料です。

法人名	代表事業所名	事業所所在地	電話／FAX
社会福祉法人 コスモス	コスモス地域福祉活動 センターえと	東区野尻町 8 番地 4	TEL 288-1050 FAX 288-1717
社会福祉法人 堺あすなろ会	地域生活支援センター フィットウェル	南区深坂南 119 番地	TEL 242-6605 FAX 237-0900
社会福祉法人 大阪府肢体不自由者協会	障がい児通所支援 泉北ぴょんぴょん教室	南区城山台 5 丁 1-2 ファインプラザ大阪内	TEL・FAX 294-8113
社会福祉法人 堺市社会福祉事業団	堺市立もず園	西区上野芝町 2 丁 4-1	TEL 279-0500 FAX 270-2126
	堺市立つぼみ園	南区城山台 5 丁 1-4	TEL 299-2031 FAX 299-2100
NPO 法人 ピーす	ピーすの児童デイ ぱんだ	北区百舌鳥梅町 3 丁 39-32	TEL 242-7765 FAX 250-9061
社会医療法人ペガサス	ペガサス福祉相談支援 センター	西区鳳北町 10-10 アネックスビル 2 階	TEL 265-7788 FAX 265-7789
社会福祉法人 こころの窓	青い鳥初芝教室	東区日置荘西町 4-36- 11 伊勢住宅初芝 1 階	TEL 286-2260 FAX 286-2268

2) 堺市立北こどもリハビリテーションセンター 身 知 精 発

① もず園

肢体に不自由のある乳幼児や知的発達に遅れのある乳幼児等について、保育・療育・リハビリテーションを行い、こどもたちの豊かな発達と自立をめざします。

- 対象 就学前の肢体不自由児、知的障害児、発達障害児等
- 定員 120名

●通園形態

毎日通園クラス	原則単独通園
並行通園(週1日クラス)	親子通園 知的に遅れのある児童等対象
並行通園(月2日クラス)	親子通園 発達障害の傾向のある児童等対象
その他(週1日クラス)	親子通園

- 所在地 西区上野芝町2-4-1 TEL 279-0500 FAX 270-2126

② もず診療所

リハビリテーションの必要なこども、及びその疑いのあるこどもを対象に診療及びリハビリを行います。なお、受診にあたっては予約が必要です。申し込み・問い合わせ先はもず園 療育の窓おおぞら TEL279-0500

- 診療科目 小児科、整形外科、リハビリテーション科
- 診療時間 午前9時～午後0時、午後1時～午後5時15分
- 所在地 西区上野芝町2-4-1 TEL 279-3768 FAX 270-2726

3) 堺市立南こどもリハビリテーションセンター 身 知 精 発

① つぼみ園

肢体に不自由のある乳幼児や知的発達に遅れのある乳幼児等について、保育・療育・リハビリテーションを行い、こどもたちの豊かな発達と自立をめざします。

- 対象 就学前の肢体不自由児、知的障害児、発達障害児等
- 定員 80名

●通園形態

毎日通園クラス	原則単独通園
並行通園(週1日クラス)	親子通園 知的に遅れのある児童等対象
並行通園(月2日クラス)	親子通園 発達障害の傾向のある児童等対象
その他(週1日クラス)	親子通園

- 所在地 南区城山台5-1-4 TEL 299-2031 FAX 299-2100

② つぼみ診療所

リハビリテーションの必要なこども、及びその疑いのあるこどもを対象に診療及びリハビリを行います。なお、受診にあたっては予約が必要です。申し込み・問い合わせ先はつぼみ園 療育の窓おおぞら TEL299-2031

- 診療科目 小児科、整形外科、リハビリテーション科
- 診療時間 午前9時～午後0時 午後1時～午後5時15分
- 所在地 南区城山台5-1-4 TEL 294-7941 FAX 299-2100

4) 障害者(児)自立生活訓練 身 知 精

地域での自立生活を促進するため、民間の住宅等で宿泊を伴う日常生活訓練等を行います。

- 対象 義務教育終了後の15歳以上の身体障害者(児)、知的障害者(児)または精神障害者(児)(グループホーム等の入居者、介護保険の対象者等は除く)
- 問い合わせ先 障害施策推進課 TEL 228-7818 FAX 228-8918

5) 障害児に関するサービス 身 知 精 発 難病

児童福祉法に基づく障害児支援

支援の種類	支援内容
児童発達支援	児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活の適応のための支援を行います。また、児童発達支援センターではこれにあわせて治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児童を対象に、学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。学校との連携・協働による支援を行うとともに、多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供します。
保育所等訪問支援	児童発達支援を行う施設・事業所などの訪問支援員が、保育所、幼稚園、小学校など児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児など外出することが困難な障害児を対象に児童発達支援等を行う施設・事業所などの訪問支援員が、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを行います。
障害児相談支援	児童福祉法における障害児通所支援の利用に係る障害児支援利用計画を作成します。支給決定前の計画案作成や支給決定後の計画作成(障害児支援利用援助)及び支給決定後のモニタリング(継続障害児支援利用援助)を行います。

<利用者負担の仕組み>

「児童福祉法」では、サービスの利用の際に必要な利用者負担の額は、所得に応じた負担となります。ただし、サービス利用量が少なく、費用の1割負担のほうが低い場合には、1割負担となります。

利用者負担額

所得区分	利用者負担額(月額) ＜ただし、費用の1割に相当する額の方が低い場合は、1割に相当する額＞	
生活保護 低所得(※1)	0 円	
一般 1(※2)	居宅で生活する 18 歳未満の障害児	4, 600 円
	20 歳未満の施設入所者	9, 300 円
一般 2(※3)	37, 200 円	

※1 低所得: 市民税非課税世帯※4に属する方

※2 一般 1: 市民税課税世帯※4に属する方で、次のア又はイに該当する方

ア 居宅で生活している方で、市民税所得割額が 28 万円未満の方

イ 施設に入所している 20 歳未満の方で、市民税所得割額が 28 万円未満の方

※3 一般 2: 市民税課税世帯※4に属する方で、「一般 1」以外の方

※4 世帯: 18 歳未満の障害児(施設に入所する 18、19 歳を含む)の保護者が属する世帯

<利用者負担の軽減措置について>

(ア)高額障害児入所給付費・高額障害児通所給付費

同一世帯で複数の方(きょうだいなど)が、障害児通所支援・障害福祉サービスを利用したり、1人の方が障害児通所支援・障害福祉サービス・補装具などを利用した際に、1か月の利用者負担額の合計が、世帯の基準額を超えた場合は、超えた金額を払い戻します。

世帯の範囲

種別	合算の対象となる世帯の範囲
18歳未満の障害児(施設に入所する18、19歳を含む)	障害児の保護者が属する住民票上の世帯

(イ)生活保護への移行防止

各種の利用者負担軽減措置を講じても、定率負担や食費等を負担することにより生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げます。

(ウ)障害児通所支援に係る多子軽減

平成26年4月から、同一世帯内に就学前の児童が2人以上いる場合に、利用者負担の軽減を図る多子軽減措置が導入されました。平成28年に改正され、世帯の市民税所得割合計額が一定以下の場合には、小学生以上の児童も含み軽減を行います。

(エ)就学前の障害児の児童発達支援等の無償化

令和元年10月から、就学前児童の児童発達支援等に係る利用者負担額が無償化されました。無償化の対象期間は、満3歳になって初めての4月1日から3年間です。なお、利用者負担額以外の費用(医療費や食費等の実費で負担するもの)は、無償化の対象とはなりません。

<障害児支援利用の手続き>

①相談・支給申請

お住まいの区の地域福祉課、保健センター、基幹相談支援センター、指定障害児相談支援事業所などへご相談ください。利用したいサービスが決まれば、区役所の各窓口申請を行います。

②「障害児支援利用計画案」の作成・提出

相談支援専門員がいる事業所（指定障害児相談支援事業所）と契約し、「障害児支援利用計画案」を作成していただき、支給申請を行った窓口へ提出ください。

★障害児通所支援、障害児相談支援を利用の方が対象です。
★指定障害児相談支援事業所に依頼せず、保護者が利用計画を作成することもできます（セルフプラン）。この場合、障害児通所支援事業所の利用調整は保護者が行います。また、サービス開始後のモニタリングはありません。

③支給決定

市は、児童・保護者と面接を行い、その心身の状況、その置かれている環境等について調査を行うとともに、障害児通所支援の利用に関する意向を聴取します。その内容を記載した受給者証を交付します。

④「障害児支援利用計画案」の作成・提出

指定障害児相談支援事業所が、障害児通所支援事業所との連絡調整等を行うとともに、支給決定に基づいて「障害児支援利用計画」を作成しますので、区役所に提出ください。

⑤障害児支援の利用

支給決定を受けた方は、指定障害児通所支援事業者の中からサービスを受ける事業者を選択して利用申し込みを行い、受給者証を提示して契約を締結します。その際、事業者から経営者の名称、事務所所在地、提供してもらうサービスの内容など記載した書面（重要事項説明書）が交付されます。

⑥サービスの提供

利用者は、契約に基づいて指定事業者からサービスを受け、利用者負担額を指定事業者に支払います。

⑦利用状況の確認

指定障害児相談支援事業所が、利用状況の確認を行い、必要であれば計画を見直します。（②に戻る。）

障害児支援の問い合わせ先

サービス名		受付窓口	決定窓口
障害児通所支援	放課後等デイサービス	各区地域福祉課又は保健センター ※美原区は地域福祉課	
	児童発達支援	各区地域福祉課 （市立児童発達支援センターの利用 申し込みは障害支援課）	
	保育所等訪問支援		
	居宅訪問型児童発達支援		
障害児相談支援		通所支援に付随	各区地域福祉課
障害児入所支援	福祉型障害児入所支援	子ども相談所	
	医療型障害児入所支援		

※身体障害・知的障害に関するお問い合わせは地域福祉課、精神障害・難病に関するお問い合わせは保健センター